

諸外国における外国人労働者対策  
－「2008～2009年海外情勢報告」のポイント－

～各国とも自国民の雇用確保を優先しつつ、高度人材の受入れには積極的。

ただし、受け入れた外国人をいかに社会統合するかが重要な課題～

- 歴史的に多くの移民を受け入れている主要先進諸国等（EU、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランス）の調査を行った。
- 各国とも、外国人労働者の受入れに当たっては、原則として外国人労働者の採用に先立ち自国民の求人を事前に行うことを求めたり、外国人労働者が自国民の労働者よりも不利な労働条件で雇用されないことを確認したりする、いわゆる「労働市場テスト」を実施することにより、自国民の雇用及び労働条件を確保していた。
- 各国とも、自国経済に寄与する高度人材については、いわゆる「労働市場テスト」を免除する等により受入要件の緩和を行ったり、受入分野について制限を設けなかったりすることにより積極的に受入れを推進していた。
- 特に、2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界金融・経済危機以降、各国は自国民の雇用確保のために移民の受入れを制限する傾向が見られる一方で、自国の経済成長に寄与する高度人材の獲得競争がさらに熾烈を極める傾向が出てきている。
- 各国とも受け入れた外国人をいかに社会統合するかが重要な課題となっており、いずれの国においても、2000年代に入ってから自国の言語及び自国に関する知識の取得を求めるようになった。
- 各国とも、不法就労者を雇用した雇用主に対しては、罰金等が課せられることとなっている。

## 1 趣旨

今後、持続的な経済発展を目指して、世界的な人材獲得競争に遅れを取らないよう、高度人材の積極的な受入れについて検討する一方で、外国人労働者の受入れに当たっては、労働市場をはじめ、医療・社会保障、教育、地域社会への影響や治安も含めた、広範な国民生活全体に関わる問題として、幅広い見地から総合的に検討することが必要となる。

検討に当たっては、歴史的に多くの移民を受け入れている欧米諸国における取組は参考になると思われることから、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びEUを対象として、(1)外国人労働者に関する労働市場の動向、(2)外国人労働者受入れ施策の変遷、(3)外国人労働者受入れ制度、(4)社会統合政策、(5)雇用における差別に対する取組、(6)社会保障、(7)不法就労対策、について調査を行った。

## 2 諸外国における外国人労働者受入制度

### (1) EU

#### ア EU加盟国の国籍を持つ労働者

EU加盟国の国籍を持つ労働者に関しては、原則として、EU域内を自由に移動する権利、雇用に就くため加盟国に滞在する権利、雇用へのアクセス・労働条件等に関する均等待遇を受ける権利、就業後在住する権利等が認められている。

#### イ EU域外国からの高度技術労働者の受入れ

EU域外国からの高度技術労働者をEUに引きつける目的として、一定条件を満たした域外国国民に対し「EUブルーカード」という特別な在留・就労許可証の発行を可能とする迅速な一括手続きを導入することを目指す「高資格雇用のための、域外国出身者の入国、滞在条件を定める理事会指令」(2009/50/EC)が策定されている。認可される職は原則として居住する加盟国の平均給与の1.5倍以上かつ当該加盟国の同様な労働者の平均給与を下回らない収入がなければならない。

なお、この指令に基づき、加盟国は国内法を2011年6月までに整備しなければならないこととされているが、イギリスはEU域外からの労働者受入れについて独自の制度を既に導入していることから当該制度には参加していない。

### (2) 各国の取組

各国とも、原則として外国人労働者を雇用する前に国内での求人を義務づけたり、外国人労働者が自国民の労働者よりも不利な労働条件で雇用されないことを確認したりする、いわゆる「労働市場テスト」を実施することにより、自国民の雇用の優先や自国民の労働条件の低下の防止を図っている。

その一方で、各国とも自国経済に寄与する高度人材については、「労働市場テスト」の免除や受入分野に制限を設けないこと等により、積極的に受入れを推進しており、特に、イギリス、ドイツ及びフランスにおいては、2000年代に入ってから高度人材に特化した滞在区分を設け、選択的移民の方向性を明確に打ち出している。

(参考)イギリス、ドイツ及びフランスにおける高度人材に特化した滞在区分について

	イギリス	ドイツ	フランス
高度人材に特化した滞在区分の導入年	2002年	2005年	2006年
滞在資格の種類	高度技術移民プログラム(HSMP) ※2008年2月のポイント制の導入により、第1層(Tier 1)に移行	高度専門技術保有者に対する定住許可 ※滞在期間に定めなし	「能力と才能」資格の滞在許可証
対象	大卒者、医師・獣医師資格取得者、金融専門家、投資家、起業家など卓越した技術や経験を有する者として、必要スコアを満たした者	・特別な専門知識のある学者 ・卓越した地位にある教育者又は科学者 ・一般年金保険の拠出保険料算定上限額相当以上の所得がある専門家や上級幹部	フランスと出身国双方の経済発展や、知的、科学的、文化的、人道的又はスポーツの各分野において多大な貢献を行うと見込まれる能力及び計画を有する外国人

### **3 諸外国における社会統合政策**

#### **(1)EU**

欧州委員会は、移民、社会統合、雇用に対する報告を2003年6月に採択、EUレベルでの団結した行動の必要性を指摘した上で、移民の融合政策を進める上で融合の経済・社会的側面だけでなく、文化的・宗教的多様性や市民権・政治における権利といった問題をも考慮した包括的アプローチの重要性を強調するとともに、法的枠組の強化及び関連諸政策の調整の迅速化等を求めた。

#### **(2)各国の取組**

自国民と移民系住民との間の経済的・社会的格差等を背景とした暴動等に対処するため、各国とも受け入れた外国人をいかに社会統合するかが重要な課題となっており、いずれの国においても、2000年代に入ってから自国の言語及び自国に関する知識の取得を求めるようになった。アメリカでは、2006年の大統領令により設置された「新しいアメリカ人特別調査会」が「新しいアメリカ人プロジェクト」の実施による合法移民への英語教育と公民教育の推進等を図っている。イギリス、ドイツ及びフランスについては、国籍取得等に当たり、自国の言語力及び自国に関する知識を有していることを要件としている。

なお、イギリスでは、2009年3月には、移民の影響を受ける地域における違法雇用への対応や地域の公的サービスへの負担の軽減のため、経済移民及び留学生から徴収する賦課金を原資とする基金を創設することが発表された。

### **4 諸外国における雇用における外国人差別に対する取組**

#### **(1)EU**

EU加盟国に対し、人種又は民族的出身による雇用・職業等へのアクセスにおける差別禁止を求める「人種差別・機会均等に関する指令」(2000/43/EC)が定められているが、国籍の有無に基づく差別は禁止の対象とされていない。

#### **(2)各国の取組**

各国とも、合法に就労が認められている外国人に対しては、採用、労働条件、解雇等雇用の各場面について、人種、出身等による差別を禁止している。ただし、国籍による差別については、イギリス、ドイツ及びフランスにおいては人種、出身等と同様に禁止されているが、アメリカにおいては原則として禁止されていない。

差別を受けた場合の救済の仕組みは、各国とも原則として他の属性に基づき差別を受けた者と同様の手続きに基づき同様の救済がなされるが、アメリカにおいては、米国籍を取得しようとしている者に対する採用、募集及び解雇に関する差別については別の救済手続き及び救済内容が定められている。

なお、フランスにおいては、差別を行った者に対し、「刑法典」に基づき罰則が科される。

## **5 諸外国における外国人に対する社会保障**

### **(1)EU**

EU 各国においては、国境を越えた EU 域内の労働者の移動を保障するため、EU の機能に関する条約及び社会保障に関する規則により、医療給付、労災給付、老齢年金、失業給付等の社会保障について適用・給付等の面で整合化が図られている。

### **(2)各国の取組**

各国とも、各社会保険制度の保険料拠出要件を満たした外国人については、自国民と差を設けておらず、給付を受給できる。

## **6 諸外国における不法就労対策**

### **(1)EU**

EU においては、2008 年 12 月に EU 域外からの不法移民について、送還政策の共通化を目的とした指令が制定されるとともに、2009 年 6 月には不法滞在の域外国出身者を雇用する者に対する制裁及び措置についての最低基準を規定する指令が制定された。加盟国は前者については 2010 年 12 月までに、後者については 2011 年 7 月までに必要な国内法の整備を行わなければならないとされているが、イギリスはこの指令の対象とはされていない。

### **(2)各国の取組**

各国とも不法就労対策を強化する傾向にあり、不法移民を雇用した事業主に対しては、罰金等が科される。なお、フランスにおいては、刑罰に加え、不法就労した外国人を帰国させるための帰国費用として、移民・統合庁に対して定額負担金も納めなければならない。